



(財)財務会計基準機構会員

平成 22 年 1 月 28 日

各 位

会社名 フタバ産業株式会社
代表者名 取締役社長 三島 康博
コード番号 7241 東証・名証第1部
お問合せ先 常務取締役 佐々木 康夫
TEL (0564) 31-2211

「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成 21 年 7 月 17 日に名古屋証券取引所に提出いたしました「改善報告書」に関し、名古屋証券取引所における上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則 第 49 条 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日、添付のとおり名古屋証券取引所に提出いたしましたのでご報告いたします。

当社は現在、改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努め、内部統制の強化、企業風土の改革に全力で取り組んでいるところでございます。今後一層の体制の充実を図るとともに、適切な情報開示に努めてまいります。

別添書類：改善状況報告書

以 上

改善状況報告書

平成22年1月28日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿



フタバ産業株式会社

代表取締役社長 三島 康博



平成21年7月17日提出の改善報告書について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第49条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

第1 改善報告書の提出経緯

当社は、平成20年12月25日付けにて、平成16年3月期から平成20年3月までおよび平成21年3月期第1四半期の有価証券報告書等の一部訂正（以下、「第1次過年度決算訂正」といいます。）を行い、その経緯および改善措置を記載した改善報告書を平成21年4月2日に提出いたしました。

第1次過年度決算訂正を行った後、当社の持分法適用関連会社でありました株式会社ビジネスデザイン研究所（以下「BDL」といいます。）に対して不正な金融支援を行っていた事実が発覚し、平成21年4月2日に設置しました特別調査委員会の調査結果を踏まえまして、平成21年5月29日付けにて、平成18年3月期から平成20年3月期までおよび平成21年3月期第3四半期までの有価証券報告書等の一部訂正（以下、「第2次過年度決算訂正」といいます。）を行い、今回の改善報告書の提出にいたしました。

1. 第2次過年度決算訂正の判明

(1) 端 緒

第1次過年度決算訂正に関するその後の調査の過程において、当社の経理担当元執行役員らが、当社の持分法適用会社でありましたBDLに対して不正な金融支援を行っていたことを認めため、当社はこのような不正な金融支援の可能性を認識するに至りました。

このため、当社は、平成21年4月2日、特別調査委員会を発足し、BDLに対する不正な金融支援の全容解明およびその関与者についての調査を委嘱しました。

当社の株式が監理ポスト指定中であつたにもかかわらず、当社の社内調査が不十分であり、不適切な会計処理が引き続き隠蔽されていたことにより、決算短信等の不適切な訂正を行い、再度の訂正に至ったものです。

(2) 特別調査委員会による調査

特別調査委員会の概要は下記の通りです。

①調査の目的

特別調査委員会の目的は、当社の第1次過年度決算訂正に関する調査過程で発覚したBDLをめぐる不正な金融支援について、その実態を明らかにすることとしました。

②調査の方法

特別調査委員会は、関係資料の閲覧、当社の関係当事者からの事情聴取等を行い、数次にわたる審議を重ねました。

特別調査委員会の調査結果は、平成21年5月14日「調査報告書」にて開示しました。

(3) 第2次過年度決算訂正の監査法人の監査

当社は、第2次過年度決算訂正に係る影響額につきましては、当社として数値を確定後、平成21年6月16日に監査法人の監査報告書を得て、同日、平成18年3月期から平成21年3月期第3四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。

2. 調査結果

(1) 影響額

特別調査委員会の調査ならびに監査法人の監査を踏まえて修正を行った結果、過年度決算への影響は下記の通りでした。

表中の修正前とは、当社が平成20年12月25日に行った過年度決算訂正以前に開示した業績をいいます。

①業績訂正の概要（連結）

（百万円）

年度 項目	平成16年3月期			平成17年3月期			平成18年3月期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	219,484	219,685	201	263,590	263,792	201	325,181	325,523	341
営業利益	13,826	13,333	▲ 493	14,703	7,835	▲ 6,867	17,623	2,392	▲ 15,231
経常利益	13,484	12,986	▲ 498	16,337	9,465	▲ 6,872	19,429	2,571	▲ 16,857
当期純利益	8,520	7,699	▲ 821	9,708	2,478	▲ 7,230	11,499	▲ 13,096	▲ 24,596

年度 項目	平成19年3月期			平成20年3月期			平成21年3月期 第3四半期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	394,859	394,739	▲ 120	447,854	447,825	▲ 28	322,345	322,345	0
営業利益	22,244	158	▲ 22,086	27,425	4,907	▲ 22,518	▲ 7,824	▲ 6,079	1,745
経常利益	23,457	291	▲ 23,166	24,847	1,745	▲ 23,102	▲ 10,540	▲ 9,278	1,261
当期純利益	12,770	▲ 33,827	▲ 46,598	11,046	▲ 13,061	▲ 24,107	▲ 18,092	▲ 17,001	1,091

②業績訂正の概要（個別）

（百万円）

年度 項目	平成16年3月期			平成17年3月期			平成18年3月期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	195,076	194,989	▲ 86	229,839	229,636	▲ 202	259,385	260,494	1,108
営業利益	13,393	12,427	▲ 965	14,083	5,738	▲ 8,344	15,524	▲ 549	▲ 16,073
経常利益	13,381	12,411	▲ 970	16,012	7,662	▲ 8,349	17,860	1,704	▲ 16,156
当期純利益	8,384	7,515	▲ 869	9,393	1,274	▲ 8,119	10,861	▲ 13,897	▲ 24,759

年度 項目	平成19年3月期			平成20年3月期			平成21年3月期 第3四半期		
	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減	修正前	修正後	増減
売上高	290,309	290,493	184	326,088	325,040	▲ 1,047	225,716	225,716	0
営業利益	17,327	▲ 5,178	▲ 22,505	20,265	▲ 2,972	▲ 23,237	▲ 12,321	▲ 10,563	1,758
経常利益	19,273	▲ 2,794	▲ 22,068	19,375	▲ 3,841	▲ 23,216	▲ 12,992	▲ 11,209	1,783
当期純利益	11,930	▲ 34,115	▲ 46,045	8,270	▲ 16,198	▲ 24,468	▲ 12,808	▲ 11,709	1,099

（2）調査の結果判明した第2次過年度決算訂正の事実関係

①BDLに対する不正な金融支援に至る経緯

BDLは、主にロボット装置の設計、販売等を行っており、当社は、平成15年6月、新規事業としてロボット製造に進出することとし、同社に対して出資しました。平成17年3月期以降の有価証券報告書等においてBDLは、当社の持分法適用の関連会社としていましたが、同社への不正な金融支援の発覚に伴い、過去に遡って持分法適用の連結子会社に訂正しました。

BDLは、平成17年3月25日から同年9月25日まで開催していた「愛・地球博」などを控えマスコミ等でも注目を集めていました。

「愛・地球博」が終わりに近づきロボットブームも過ぎ去ろうとした平成17年8月頃より、金融機関がBDLに対して厳しく対応し始め、BDLから当社の一部役員への金融支援要請が始まりました。当該一部役員は、当時BDLの財務状態が芳しくないことから、当社の正式な決裁を経て金融支援を行うことは難しいと考え、他方、BDLを倒産させるわけにはいかないとして、このような不正な金融支

援に至ったのではないかと思料しています。

また、BDLを連結対象子会社として取り込むことを避けることも目的の一つとして有ったと思われま

す。この点、今般の不適切な取引がなされた原因として、特別調査委員会からは、次のような指摘を受けています。

『BDLへの出資はもともと前社長の紹介を契機にしていたため、役職員が「社長案件」として、BDLに関して失敗は許されず、悪い報告を行うことすらできないという意識を強く持っており、そのような意識に遵法精神の欠如が加わり、経理担当の元常務および元執行役員が、当社の正式な決裁手続を経ることなく、無断で、露見しないような方法にて徐々にBDLの資金繰りを支援し始めたのではないかと推察されます。

一度始めた支援行為の露見を防ぐために次々と社内ルールを無視した不適切な取引に手を染め、金額も徐々に増加していきました。特に、某銀行に対する7億円の保証が発覚し、監査法人から一定の条件に該当すれば実質子会社と判定されると指摘された後は、自らが行ってきたルール違反行為が会社に悪影響を与えてしまうことを回避するために、さらにルールを無視した大胆な隠蔽工作にまで発展してしま

ったことが伺われます。複数の役職員の関与が認められますが、社長案件を潰してはならない、社長が推進しているロボット事業のためであれば多少のルール違反も厭わないという、ゆがんだ忠誠心とその根底にあるように見受けられます。』

また、前社長についても、部下からの報告により経理担当元常務らが不正な金融支援を行った事実を知った上で、第1次決算訂正で当該資金について、実態のない試験研究費への振替を指示するかのような言動を行った事実が認められます。

なお、当社は平成21年6月23日付けで、保有するBDLの株式の全てを売却しており、現時点でのBDLに対する出資はゼロとなっています。

②不正な金融支援の概要

BDLに対する不正な金融支援は、平成17年8月以降行われていますが、当社連結財務諸表および財務諸表に影響する取引は、下記のとおりです。

(イ) 当社からの支出による不正な金融支援

当社は、平成20年3月28日に3億円を、同年4月28日に11億97百万円をそれぞれ支出し、いずれも建設仮勘定(金型)として計上していました。これは、第1次過年度決算訂正により試験研究費へ科目訂正しています。

当社は、第1次過年度決算訂正における調査において、情報環境事業担当元専務および経理担当元執行役員から、当社の開発中の自動車用エンジンに関する基本特許

を有する企業に対する開発費等相当額の支払いであるとされ、当該企業ないしその下請先へ支払われているものとの説明を受け、それに沿う振込依頼書の写しの提出を受けていました。

しかしながら、実際には、一部の役職員が行ったBDLに対する不正な金融支援であり、基本特許保有企業およびその下請先のいずれにも送金されず、不正にBDLに対して14億97百万円の金融支援がなされていました。

したがって、この支出は実質的には回収困難な貸付であり、試験研究費から費用科目間の科目訂正を行う必要が生じました。

なお、このほか上記の一部役職員が平成17年8月30日以降BDLに対して数次にわたる不正な金融支援を行っていたことが判明しましたが、いずれも同一事業年度内に全額返済されています。上記の一部役職員は、平成17年10月5日以降、BDLに対して、預金担保、連帯保証および担保手形差入による不正な信用供与を行っていましたが、いずれも平成20年4月30日までに解消しています。

(ロ) 当社海外子会社からの支出による不正な金融支援

当社海外子会社である雙葉科技株式会社（香港所在。以下、「雙葉科技」）は、平成19年12月7日、前渡金名目にて、7億円を支出していましたが、特別調査委員会の調査の結果、当該取引の実態は、当社および雙葉科技の一部役職員によるBDLに対する不正な金融支援であることが判明しました。

これは、雙葉科技担当の元取締役が、経理担当元常務および経理担当元執行役員の依頼を受けて、送金させていたものです。雙葉科技は12月決算の香港法人であり、決算期が当社と異なる海外子会社であって露見しにくかったのも原因の一つでした。

上記7億円のうち5億5百万円は、平成19年12月27日に返済されていますが、残額である1億95百万円は返済されておらず、第2次過年度決算訂正において支出時の貸倒損失としました。

(ハ) 当社国内子会社からの支出による不正な金融支援

当社国内子会社である株式会社フタバ伊万里（以下、「フタバ伊万里」）は、平成21年2月2日、仮払金科目にて、50百万円を支払っていますが、特別調査委員会の調査の結果、当該取引の実態は、当社およびフタバ伊万里の一部役職員による当社からBDLに対する不正な金融支援であることが判明しました。この50百万円は返済されておらず回収可能性に乏しいと判断していますので、平成21年3月期において貸倒損失として計上しました。なお、このほか、平成18年10月2日および平成20年10月31日にフタバ伊万里から同様の不正な金融支援が行われていますが、いずれも同一事業年度内に全額返済されています。

以上の調査の結果、各科目の年度別決算訂正額は以下の通りです。

年度別・各科目別の過年度訂正額（連結）

（百万円）

科 目	年 度	訂正合計額	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
						第3四半期
BDLへの不正な金融 支援に伴う子会社 債務保証損失引当 金等の計上		939	845	545	383	▲ 834
前払年金費用の修正		-	57	107	100	▲ 264
計		939	902	652	483	▲ 1,098
連結消去仕訳修正		▲ 35	-	-	▲ 42	7
合 計		904	902	652	441	▲ 1,091

3. 第2次過年度決算訂正の直接的原因

当社は、第2次過年度決算訂正の直接的原因は下記の5点であると判断しました。

- (1) コンプライアンス意識の欠如とそれを助長した社内風土
- (2) 権限と職責分担が不適切
- (3) 関係会社を対象としたグループ統制上の不備
- (4) 非経常的会計処理体制の不備
- (5) 当社および連結子会社の支払い時における内部統制上の不備

(1) コンプライアンス意識の欠如とそれを助長した社内風土

この不正な金融支援を生じさせた一番の原因は、当社、一部の連結子会社および持分法適用会社において、法令遵守や社内ルール遵守、その他のコンプライアンスに対する意識の低さおよびそれを助長する社内風土にあったものと考えています。

(2) 権限と職責分担が不適切

支払いおよび契約締結に関する事項についての権限と職責が、経理担当元常務に集中していました。また、会社印が銀行印を兼ねており、経理担当元常務が管理していました。

そのため債務保証契約や稟議承認のない事案に対する支払いを、経理担当元常務が自らの裁量で自由に行うことができました。

(3) 関係会社を対象としたグループ統制上の不備

当社の関係会社において、当社と同様に権限と職責の分担が不適切でした。

そのため、子会社の社長の裁量で自由に支払いや契約を行うことが可能でした。

また、子会社であるフタバ伊万里、雙葉科技から当社の管理部門に対し、BDLに対する迂回融資に関する報告がありませんでした。BDLにつきましても、資金の調達、返済についての実態の報告が無く、内部統制上の不備がありました。

(4) 非経常的会計処理体制の不備

第1次過年度決算訂正で、金型費用を試験研究費として処理した原因は、新規取引先との契約など非経常的な支払い先への支払いに当り、適切な証憑（請求書、契約書等）の確認を必要とする体制になっていなかったためです。

また、一部の連結子会社においても上記の体制が整備されていませんでした。

(5) 当社および連結子会社の支払い時における内部統制上の不備

当社および一部の連結子会社において、支払い時における承認・決裁ルールの運用、手形・小切手類および会社印の管理体制において、内部管理体制の不備があったため、不正な金融支援が行われ、発見されませんでした。

具体的な不備の内容は下記の4点です。

① 出金時の確認不備

出金時における決裁書（稟議書）、証憑類、契約書等の確認が徹底されていませんでした。

② 手形・小切手等の管理体制の不備

手形・小切手等の管理が一人の経理担当者と一人の経理担当元執行役員に集中しており、第三者による確認が行われていませんでした。

③ 印鑑の管理体制の不備

会社印が銀行印を兼ねており、経理担当元常務が一人で管理し、使用していました。そのため、捺印簿の記録も不確かでした。

④ 子会社からの資金拠出時の内部統制上の不備

子会社からの資金拠出時の内部統制に不備がありました。また、当社の取締役が子会社の取締役を長期に亘り兼任したため、不正な取引が起り易く、発見され難い環境となっていました。

第2 改善措置および実施・運用状況

当社は、第2次過年度決算訂正に対応する対策を各証券取引所から提出を求められていた「改善報告書」にまとめ、平成21年7月17日に提出し、開示いたしました。

当社は、不適切な会計処理のみならず不正な金融支援を実施していたことが判明し、2度にわたる過年度決算訂正に至りましたことを極めて重く受け止めるとともに、深く反省し、改善報告書の開示以降、改善措置の実施を進めてまいりました。また、当社における内部統制監査を実施している監査室を改善活動のモニタリング部署とし、改善活動の進捗状況の点検ならびに監督・指導をさせてまいりました。

以下に各改善措置を平成21年7月17日提出の改善報告書より抜粋して記載するとともに、その改善措置の実施・運用状況を記載しています。また、改善措置の実施スケジュールと実績および今後の運用につきまして「別紙1：改善措置実施スケジュール」と、改善後の組織を「別紙2：組織図」として添付いたしますのでご参照下さい。

1. 第2次過年度決算訂正の直接的原因に対応する改善措置

(1) コンプライアンス意識の徹底と企業風土の改革

当社役職員のコンプライアンス意識の欠如および企業風土がこのような事態を招いた根本の原因であると考え、「企業憲章」、「社員行動憲章」を見直し、役職員に再度周知徹底させるために、教育を継続的に行います。特に部課長以上の役職員に対しては、定期的な会合を開催して、研修を行います。

平成21年6月より教育を行っています。

また、内部監査部門の強化および法務部門の新設を行い、法令等、コンプライアンスおよび内部統制に関する教育もより一層強化してまいります。

【実施・運用状況】

平成21年7月に入り、経営陣も新体制になり、「行動憲章」(旧「社員行動憲章」)については第1次過年度決算訂正の発生原因のひとつでもある「5段階活動」をはじめ生産方式に関する記述を削除し、平成21年7月付けで見直し、改訂しました。

「企業憲章」については法令および社会規範等の遵守の表現を強化充実させ、情報開示の透明性と健全性を追加して、平成21年8月付けで見直し、改訂しました。

また、平成21年8月付けで「コンプライアンス規程」を新たに制定しました。

特に会社の企業風土に大きな影響を与える課長以上(課長以上とは課長級、次長級、部長級、執行役員を指します)の役職員に対するコンプライアンス意識の徹底につきましては、毎月開催される総合連絡会(社長以下全取締役と常勤監査役および課長以上が双方向コミュニケーションを取る会議)を利用して教育してきました。担当役員が持ち回りで「コンプライアンス」や「行動憲章」に関し、情報や事例の紹介、解説をすると共に自身の考えを述べることにより、課長以上に意識喚起を図っています。

実施月	担当役員	主な内容・テーマ
6月	常務取締役	行動憲章理解度調査結果
7月	専務取締役	コミュニケーションの重要性
8月	取締役	コンプライアンス規程制定 の経緯と概要解説
9月	購買部長	下請法について
10月	専務取締役	不祥事を再発させない為に
12月	常務取締役 法規・知財室室長	コンプライアンス意識向上と 風土改革について 内部者取引規程について

また、平成21年9月には役員および課長以上の役職員に対して「リーダーに求められるコンプライアンス」をテーマに外部講師による研修を実施しました。

研修後の役員及び課長以上に対するアンケート結果からは、コンプライアンスにつ

いての認識が高まり、企業風土の改革の必要性を感じていることが確認されました。平成 22 年 1 月に、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置いたしました。この委員会の目的は、経営トップより全役職員に対してコンプライアンス推進のための諸施策をアナウンスすることにより、法令遵守の意識強化と徹底を図ることにあります。

内部監査部門（監査室）の強化につきましては増員および構成員のキャリアを考慮し、質的強化に努めました。

	平成 20 年 11 月以前	平成 20 年 12 月	平成 21 年 6 月	平成 21 年 9 月
人員	専任 2 名 兼任 2 名	専任 6 名 兼任 1 名	専任 8 名	専任 8 名
経歴	銀行勤務・経理経験者 海外勤務経験者 生産技術経験者 総務・人事経験者	以下の職種経験者を 増強 営業経験者 製造・労組経験者 広報経験者	完成車メーカー勤務経験者を増強	製造・労組経験者を開発設計経験者と入替

法務部門につきましては、平成 21 年 7 月に法規・知財室を新設しました。9 月にトヨタ自動車㈱からの出向 1 名と他部署からの転入 1 名を加え計 3 名とし、更に 12 月に中途採用 1 名を加えて合計 4 名となっています。

	平成 21 年 6 月以前	平成 21 年 7 月	平成 21 年 9 月	平成 21 年 12 月
人員	部門なし	専任 1 名	専任 3 名	専任 4 名
経歴		法科大学院卒・営業経験	完成車メーカー・法務経験者および開発設計経験者を増強	法科大学院卒・弁護士事務所手伝い経験者を増強

(2) 権限および職責分担の適正化

支払いおよび契約締結に関する事項の権限と職責の集中を避ける為に、下記の対策を実施します。

- ①契約締結に関する事項の権限と職責を法規・知財室へ移管します。
- ②会社印と銀行印を分けて、会社印の管理を総務部長へ移管します。
- ③経理部門の人事ローテーションを定期的に行います。

【実施・運用状況】

- ①平成 21 年 7 月に、法規・知財室を新設し、会社の重要な権利の得喪変更に関する

る業務における法的リスクを軽減すべく、重要な契約の締結に係る審査権限と職責を経理部より移管しました。なお、重要な契約の締結に係る審査権限と職責の他、当社の経営活動において関係するライセンス等の管理も併せて移管しました。

②また、会社代表者印と銀行印を分けて、会社代表者印に係る権限と職責を平成21年7月付けにて総務・人事部へ移管しました。

以後、契約書の締結に際しては、稟議等の承認を受け、法規・知財室での内容確認を受けた後に総務・人事部へ回付され、会社代表者印が押印される仕組みへと変更しました。

③平成21年5月に経理部内における人事ローテーションを行うと共に、平成21年7月付けで新入社員を3名経理部へ配属しました。そのうちの1名を配属することにより、資金グループを2名増強しました。また、平成21年11月の定期人事異動で海外子会社の経理担当者を1名変更するローテーションを行いました。

今後も定期的な人事ローテーションを実施しますが、資金実務担当者は5年を越えて継続して担当することのないようにします。

これらの改善において整備した規程は下記の通りです。

1) 印鑑管理規程

(3) 関係会社を対象としたグループ統制の整備

関係会社においても、支払いおよび契約締結に関する事項の権限と職責の集中を避ける為に、当社と同様の対策を実施します。

また、関係会社管理規程を整備し、当社との協議事項、当社への報告事項、内部監査に係る事項を明確にし、関係会社の監査を定期的実施します。

【実施・運用状況】

「関係会社管理規程」を平成21年8月取締役会にて承認し、発行しました。当社の指導により、関係会社は決められた金額以上の支払いについて当社の稟議制度を準用した稟議制度に基づき、権限と職責の集中を無くしました。当社の各関係会社担当取締役が関係会社の稟議決裁を実施し、関係会社での権限と職責の集中化を防止しました。

契約締結については、当社と同様に契約のプロセスの中に立案、検討、決定のプロセスを組み込み、「契約業務管理規程」に定める業務上重要な契約締結に関しては、当社の法規・知財室が確認するルールとしました。

関係会社の管理は、従来の当社海外事業企画部（平成21年11月よりグローバル事業企画部へ再編）が国内外ともに実施しています。また「関係会社管理規程」を改訂し、①関係会社が当社の取締役会決議を必要とする事項、②当社の担当役員の承認を必要とする事項、③当社への報告事項を明確にしました。

また関係会社に対して、平成21年7月より監査室が、内部統制監査を中心に監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の適正性と有効性を確保しています。

(4) 非経常的会計処理体制の整備

非経常的な会計処理は、十分な証憑（請求書、契約書等）の裏づけを必要とし、当該処理は上席者が起票元証憑を検証のうえ承認する体制を整備し、運用します。

特に新規取引先との取引開始は、「新規取引先報告書」で購買部が必要性の判断と承認を行い、経理部が支払いを行う仕組みを徹底します。

統一された様式にて新規取引先報告要領を制定し、関係各部門へ配布すると共にそれぞれの部門で関係者への周知徹底を行いました。

今回整備した要領は下記の通りです。

1) 新規取引先報告作成要領

【実施・運用状況】

非経常的な会計処理に該当する支払いについては、これまでもルールはありましたが、上司の指示があればルールを逸脱して支払われてしまった等、運用が徹底できていませんでした。これに対し、上席者が証憑を検証のうえ承認する体制整備と、支払担当者はルールに沿った運用を行うことを徹底しました。

具体的には下記のとおりです。

支払依頼者は、部門長に承認された所定の「出金依頼書」に、相手先からの「領収書」又は「請求書」の原本を添付して経理部へ回付します。経理部支払担当者は、「出金依頼書」が正当で適正に発行されていること、支払先、金額、内容等が添付されている証憑類と照合して誤りが無いことを確認し、更に取締役会規則、稟議規程に照らし、必要な機関承認がなされているかを確認後、出納責任者の承認を得て支払いを行います。以上のことを業務記述書等に表し、運用を徹底しました。

また、購買部門（部品購買部と金型・設備購買部）が管轄する新規取引先との取引開始にあたっては、購買部門が「新規取引先報告書」を発行し、経理部においては、「新規取引先報告書」の無いものについては一切支払を行わないことしました。以上のことを要領として制定しました。

これらの改善は、平成 21 年 9 月より運用しております。上記の改善にて整備した要領は下記の通りです。

1) 新規取引先報告作成要領

(5) 当社および連結子会社の支払い時における内部統制の整備

①出金時のチェック体制の強化

現在実施している各部門ごとの決裁手続のチェックに加え、経理部が個々の出金にあたり証憑類および決裁手続の履践を確認し、未確認のまま出金を一切行わないこととします。

新規および臨時の支払先については、現在も経理部に対して個別に申請しなければならないルールとなっていますが、その徹底をはかるとともに、経理部においては、それらの新規および臨時の支払先への出金につき、特に注視するようにします。

【実施・運用状況】

当社においては、前ページ「(4) 非経常的会計処理体制の整備」に記載した実施・運用状況と同様であります。

②手形小切手等の管理体制の強化

イ) 手形帳の管理体制の強化

取引銀行への手形帳購入依頼時に、経理部長が決裁を行うものとします。

経理部の担当者は、手形用紙管理簿に手形用紙の受入れ、払出し、および残高を日々記載し、日次で残高枚数を照合します。手形用紙管理簿の残高枚数を、経理課長は日次で、経理部長は月次で、それぞれ確認します。

手形用紙を会社の正規の手続に則らずに行う使用または持出等を禁止する旨のルールを明確化します。

ロ) 手形・小切手の振出時の管理体制の強化

手形・小切手の振出にあたり、経理部長と資金担当課長の二重チェックを徹底し、経理部長は、管理簿と手形小切手との照合も実施します。

ハ) 定期的なモニタリングの強化

監査室（内部監査部門）による3ヶ月に1回の定期的な監査を行い、モニタリングをより一層強化します。

【実施・運用状況】

経理部会計担当者は、「手形購入依頼書」に、必要項目を記載し、経理部長の承認を受け、資金担当者に依頼します。資金担当者は、銀行に手形用紙を発注し、手形用紙を受領後すみやかに「手形購入依頼書」に受領日を記入し、経理部長が受領確認をします。資金担当者は、会計担当者に購入した手形用紙を渡します。会計担当者は、「手形用紙管理簿」の受取欄に受取枚数と手形番号を記入、押印します。会計担当者は、手形発行時に発行枚数を記入し、毎日の残高枚数を計算後、現物の枚数と照合します。会計担当課長は、帳簿残と現物枚数が照合されているかを毎日確認し、管理簿に押印します。経理部長は、帳簿残と現物枚数が照合されているかを毎月末に確認します。手形、小切手の振出時には、経理部長と資金担当課長の二重チェックを徹底しています。これらの管理は、平成21年6月から実施しています。

また、平成21年8月と12月に監査室による監査を実施し、未承認の購入・使用および帳簿残と現物枚数の差異は発見されませんでした。

上記の改善にて整備した要領は下記の通りです。

- 1) 手形管理要領
- 2) 小切手管理要領

③印鑑管理体制の整備

銀行印と会社印を分けて、それぞれ経理部長と総務部長が管理します。

「印鑑管理規程」を新規に制定し、申請手続きと決裁手続きを明確にし、捺印記録の保存を行います。

また、監査室により実施状況を定期的に監査します。

【実施・運用状況】

平成 21 年 7 月より、会社代表者印と銀行届出印を分け、会社代表者印は総務人事部長が管理するようになりました。会社代表者印の押印依頼者は、部門長承認済みの「社長印押印依頼書」に必要な機関承認の証憑（稟議書等）を添付し、総務人事部長に回付します。総務人事部長は、押印依頼の正当性や記載内容と証憑類の確認を行い、会社代表者印の押印後、押印記録管理帳に記録し、月 1 回社長へ提出し、報告を行っています。

従来の「社印等取扱規定」を見直し、新たに「印鑑管理規程」として制定し、申請手続きと決裁手続きを明確にしました。

平成 21 年 8 月と 12 月に監査室による運用状況の監査を実施し、適正に運用されてきました。

④子会社からの資金拠出時のチェック体制の強化

子会社は、当社と同様に、出金時の証憑類および決裁書類の確認ルール、新規・臨時支払先のチェックルール、並びに、子会社における決裁基準の明確化を行います。また、当社役員による子会社および関係会社役員の兼任のローテーションを定期的に実施します。

【実施・運用状況】

今回当社が整備した支払関連規程をベースに、各子会社の支払いルールの整備を展開しています。出金時の手続きおよび承認の権限を明確化し、適切な手続きを踏まない出金は一切受け付けないための仕組みづくりをすすめています。特に今回の不正な金融支援の問題が発生した株式会社フタバ伊万里および雙葉科技株式会社については、平成 21 年 9 月までに仕組みを整備し、その後運用しています。その他の子会社については、仕組みの整備等、順次改善を進め、平成 21 年 12 月までにほぼ整備を完了し運用を始めていますが、引き続き平成 22 年 3 月まで改善指導を行います。

また、平成 21 年 6 月付けにて、当社役員による子会社および関係会社兼務役員のローテーションを行いました。

第 3 実施・運用状況の評価とまとめ

当社では、以上のとおり改善報告書に記載した改善措置等を当初の予定に従って実施し、それぞれの業務に適用してまいりました。

各改善措置の実施・運用状況について総括いたしますと、改善報告書記載の改善措置の内容については概ね記載どおりに実施・運用されており、過年度決算訂正に至った原因を着実に除去しているものと評価します。

当社は、既に実施済の改善措置につきましては継続的に運用していくとともに、それらの効果についてもモニタリングをまいります。そして、これらの改善措置の実施状況、環境の変化などにより見直しが必要になった場合には、これらの効果を損ねないことを慎重に見極めつつ見直しを行うことといたします。

今後とも当社では、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して常に適切な情報開示を行い、一日も早く信頼を取り戻すことが出来るよう、内部統制の強化、組織風土の改革に継続的に取り組んでまいります。

以上

別紙1：改善措置実施スケジュール

計画：▽ ←-----→
 実績：▼ ←=====→

改善項目	平成21年			平成22年		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月
(1) コンプライアンス意識の徹底と企業風土の改革						
①「企業憲章」「社員行動憲章」の見直し		▽→▼				
②役職員への「企業憲章」「社員行動憲章」の教育		←=====→				-----→
③役職員へのコンプライアンスおよび内部統制教育			▼	▼	▼	▼
④監査室（内部監査部門）の強化		▼		▼		
⑤法規・知財室（法務部門）の新設・強化		▼	▼		▼	
(2) 権限および職責分担の適正化（子会社を含む）						
①契約締結に関する事項の権限と職責を法規・知財室へ移管				▼		
②会社印と銀行印を分けて、会社印の管理を総務部長へ移管		←=====→ 7/1移管完了				
③経理部門の定期人事ローテーション	▼	▼		▼		
(3) 関係会社を対象としたグループ統制の整備						
①「関係会社管理規程」の整備		←=====→ 整備完了し、運用実施				
②関係会社への定期監査		←=====→				-----→
(4) 非経常的会計処理体制の整備						
①新規取引先の承認と支払い体制の整備		←=====→ 整備完了し、運用実施				
②非経常的会計処理の検証および承認体制整備		←=====→ 整備完了し、運用実施				
(5) 当社および連結子会社の支払い時における内部統制の整備						
①出金時のチェック体制の強化		←=====→ 整備完了し、運用実施				
②手形小切手等の管理体制の強化		←=====→ 整備完了し、運用実施				
③印鑑管理体制の整備		←=====→ 整備完了し、運用実施				
④子会社からの資金拠出時のチェック体制の強化		←=====→ フタバ伊万里と雙葉科技 整備完了し、運用実施				
		←=====→ その他の子会社				-----→

は改善措置で人員増強及び業務内容を変更した部門
 は改善措置で新設した部門

